

公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和

つくば市

提案名

公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和

提案概要

移動が困難な障害者等投票しやすい環境を整備するため、投票所の場所の表示方法を緩和し、障害者等の投票機会の拡大を図る。

1. 現状

つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難。
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化。
- 住民からも年を取ると移動が困難になり、投票所まで行けないので投票所が来てくれると大変助かるという声がある。
- 障害者等からは投票所への移動や投票の実施は時間がかかり、操作性が高い機械を操作して投票したいという声がある。

つくば市として取り組みたいサービス内容

- 「オンデマンド型移動期日前投票所」「スマート投票」
- ・時 期：2024年（市長市議会議員選挙）
- ・対象者：障害者、移動等困難者
- ・投票所：移動投票所（事前予約で場所を把握）
- ・立会人：有人
- ・手 段：貸与端末（電磁的記録式投票制度認定端末）
- ・検討会：障害者等に知見がある有識者による検討会を開催
- ・P I A：リスクアセスメント等の実施

<参考> 国家戦略特区において取り組む規制改革事項（令和4年12月12日 国家戦略特区諮問会議決定）

【更なる規制改革事項】公職選挙におけるインターネット投票や障害者等が投票しやすい環境整備

・ 公職選挙におけるインターネット投票について、各党各会派の議論に資するよう、2022年度中に内閣府における調査事業の検証結果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、2023年度速やかに、技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討を行う。

・ あわせて、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境を整備するため、つくば市の提案を踏まえた実証実験を行い、MaaS等の移動支援やデジタルの一層の活用も含めた取組について検討し、2023年度早期に結論を得る。

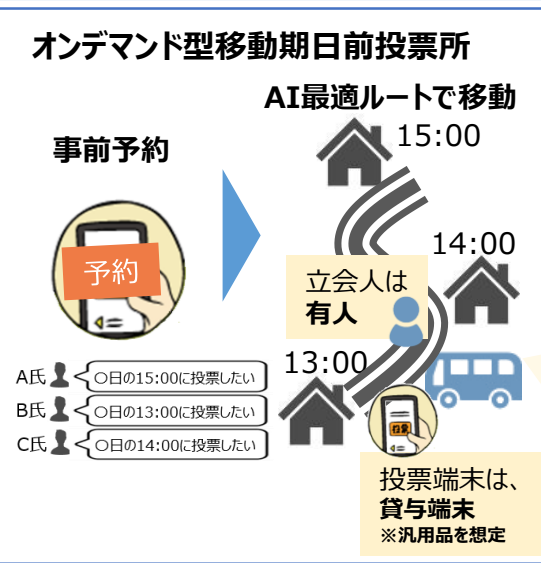


投票操作検証
(障害者等の操作)

技術・運用検証
(模擬投票等)

移動投票所
(オンデマンド型移動期日前投票所)

操作性向上
(スマート投票)

2. 新たな規制・制度改革の提案

	STEP1	STEP2 STEP1発展	STEP3 自宅も可
	「場所」から「人」へ		将来的には 自宅を投票所に
主な対象	障害者、移動等困難者	障害者、移動等困難者	障害者、移動等困難者 不在者投票 （郵便等投票対象者）
投票所	移動投票所（事前予約で場所を把握）	移動投票所、最寄りの特設投票所	移動投票所、最寄りの特設投票所 自宅
立会人	有人	無人 （遠隔分身ロボ、AI監視カメラ等）	無人または 不要
手段	貸与端末 （電磁的記録式投票制度認定端末）	自分の端末 ※要規制緩和	自分の端末
概要	<p>オンデマンド型移動期日前投票所</p> <p>AI最適ルートで移動</p> <p>事前予約</p>  <p>15:00</p> <p>14:00</p> <p>13:00</p> <p>立会人は有人</p> <p>投票端末は、貸与端末 ※汎用品を想定</p> <p>予約</p> <p>A氏 ○日の15:00に投票したい B氏 ○日の13:00に投票したい C氏 ○日の14:00に投票したい</p>	<p>オンデマンド型移動期日前投票所</p>  <p>立会人は遠隔（分身ロボット） または無人（AI監視カメラ）</p> <p>投票端末は自分のスマホまたはタブレット</p>	<p>オンデマンド型移動期日前投票所</p>  <p>インターネット投票（自宅等）</p> <p>立会人が必要な場合は分身ロボットの貸与も検討</p>
今回提案の範囲			
備考	2023年 調査、実証	2024年～ 段階的実装（課題等に対しては継続して調査、実証）	

2. 新たな規制・制度改革の提案

○現行制度

- ・ 期日前投票においては、「選挙の期日の公示又は告示の日」に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）を告示しなければならないこととされているが、場所の表示方法については明確化されていない。
⇒ オンデマンド型の巡回移動期日前投票所の場合、具体的な場所（住所含む）を「選挙の期日の公示又は告示の日」に告示することは困難。
- ・ 自書が困難な障害者等への投票環境向上等としては、現行制度上電磁的記録式投票があるが、対象者を限定した投票方法は行われていない。（一部のエリアに限定して実施した例はある。）また、これまで汎用的なデバイスで電磁的記録式投票が行われた実績はない。
⇒ 全住民を対象とした場合、コスト・運用面で課題。

○規制の特例措置の案

- ・ 期日前投票において、選挙の期日の公示又は告示の日に、告示することとされている「投票所」の場所について、広域エリア単位の表示など柔軟な表示を認める。
- ・ 視覚障害者や自書での投票が困難な人など対象者を限定した形で、移動期日前投票所における、汎用的なデバイスを活用した電磁的記録式投票を認める。

○特例措置適用の効果

<投票場所>

- ・ 投票所（固定）から、移動投票所（身近な場所）へすることにより障害者等の投票機会拡大
- ・ オンデマンドでの予約をすることにより障害者等の体調変化等に合わせた柔軟な投票環境を実現
- ・ 移動投票所の所在地情報をアプリによりリアルタイムで表示することにより空き時間でも投票できる環境に

<投票方法>

- ・ 視覚障害者や自書での投票が困難な人がより操作性が高い投票機で投票できる。
- ・ 代理投票や点字投票における誰かに介助されるという心理的負担を軽減させるための環境を整備できる。

**投票所が
自宅にくる**
(オンデマンド型移動期日前投票所)

**自書でなくても
投票できる**
(スマート投票)

**将来的には
自宅を投票所に
(インターネット投票)**


3. サービス運用イメージ

01 オンデマンド型移動期日前投票所

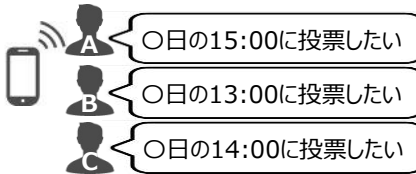
○特例措置適用後の運用イメージ

① 動産、広域エリアを告示

所期島和北田小投移 1 ○
と日、田太・田票動時日
す前を・田大地車期、の
る投移下・形区へ、日3午
票動大小・(A)前、後
小、




② オンデマンドで予約




○日の15:00に投票したい
○日の13:00に投票したい
○日の14:00に投票したい

③ スケジュールの最適化



④ 確実な運行・体制の確保



○特例措置適用後の告示イメージ

<現行>

- ・ 当日投票

No.	投票区番号	投票区	投票所名	住所(所在地)
1	101	北条第1	市立市民ホールつくばね	つくば市北条5060番地
2	102	北条第2	市立市民研修センター	つくば市北条1477番地1

- ・ 期日前投票

場所	開閉時刻
市役所本庁防災会議室	研究学園1-1-1 ○/○(土)～○/○(土) 午前8時～午後8時
市民ホールつくばねロビー	北条5060 ○/○(土)～○/○(土) 午前8時～午後8時

- ・ 移動期日前投票

月 日	期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻
○月○日	午前9時から午後4時まで A集会所 午前9時から午前9時半 B集会所 午前10時から午前10時20分まで

現行は当日投票、期日前投票、移動期日前投票いずれも投票所の場所(具体的な施設名または住所)を表示

<特例措置適用後イメージ>

- ・ 移動期日前投票

場所		開閉時刻	
つくば市移動期日前投票車(A)	筑波1～999	○/○(土)～○/○(土)	午前8時～午後8時
つくば市移動期日前投票車(B)	研究学園1～999	○/○(土)～○/○(土)	午前8時～午後8時

↓
場所 は、例えば、

“動産(車)”



“広域エリア単位”

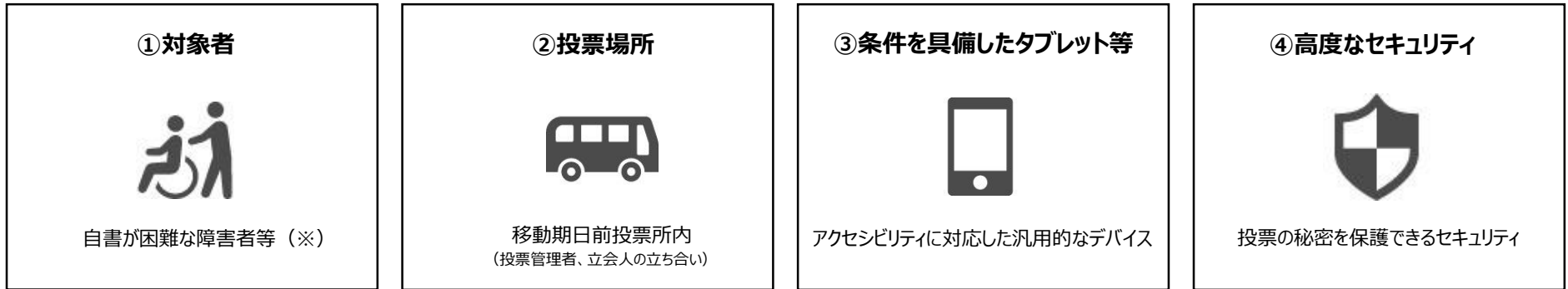


↓
で表示

3. サービス運用イメージ

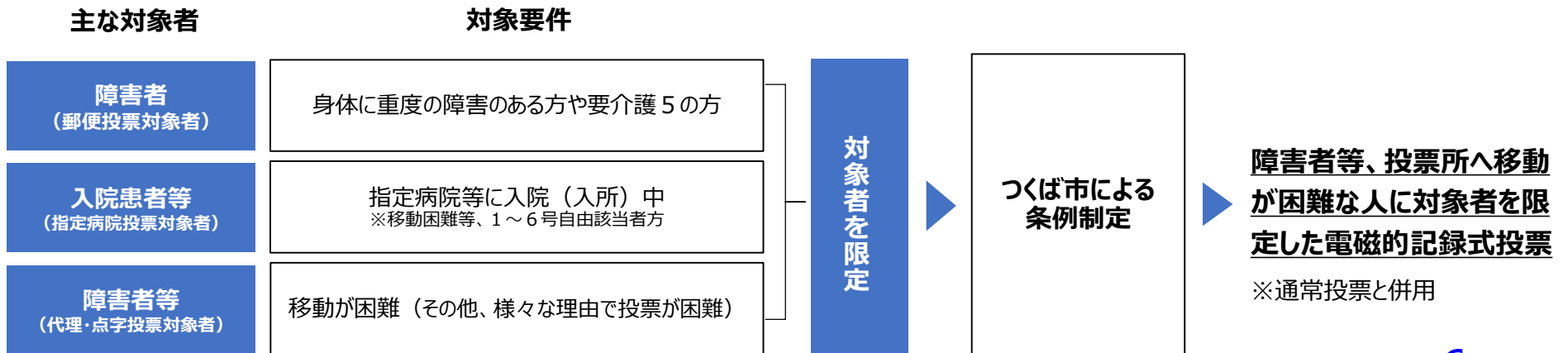
02 スマート投票

○特例措置適用後の運用イメージ



(※) 予約が殺到した場合に予定した時間に移動期日前投票所（バス）が間に合わないことが予想され、選挙人の投票機会を確保できない恐れがあるため健常者は対象外とする

○特例措置後の対象範囲



4. 関連規定

○公職選挙法（昭和二五年法律第百号）（抄）

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

（公職選挙法第四十八条の二第六項による読み替え後の法第四十一条）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）を告示しなければならない。

（共通投票所）

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要であると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域内における当該選挙区の区域内）のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2～5（略）

（投票所における投票）

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2～3（略）

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥（じよく）にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～5（略）

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項

から少くとも五日前に、投票所 → の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）

7～8（略）

4. 関連規定

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百七十七号）（抄）

（電磁的記録式投票機による投票）

第三条 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下同じ。）において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。

2 指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都市の区の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第二項及び第七条」とする。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前二項の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域（指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る前項の条例及び長の選挙に係る同項の条例で定める区以外の区のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三条第三項及び第七条」とする。

（電磁的記録式投票機の具備すべき条件等）

第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- 一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
- 二 投票の秘密が侵されないものであること。
- 三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。
- 四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。
- 五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを記録した電磁的記録媒体（以下「投票の電磁的記録媒体」という。）の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
- 六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。
- 七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

2 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

（電磁的記録式投票機の指定）

第六条 市町村の選挙管理委員会は、第三条の規定による投票を行う選挙について、第四条第一項各号に掲げる条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。この場合において、第三条第三項の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に協議し、その同意を得なければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を指定したときは、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。

4. 関連規定

○電子投票システムに関する技術的条件及び解説（令和2年3月 総務省選挙部）（抄）

（法制度面での前提条件）

・電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- ① 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
- ② 投票の秘密が侵されないものであること。
- ③ 電磁的記録媒体に記録する前に、選択した候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。
- ④ 電磁的記録式投票機の操作により候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。
- ⑤ 予想される事故に対して、電磁的記録媒体の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
- ⑥ 電磁的記録媒体が電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。
- ⑦ 権限を有しないものが電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること

・電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

（システムの前提条件）

・技術的条件は、今後の技術の発展やより優れたシステムの開発を妨げることのないよう、極力特定の技術に依拠することを排している。

・電磁的記録式投票機、開票・集計装置、これらの機器が機能するために必要な周辺機器（例えば投票カード発行機）、電磁的記録媒体を対象とする。なお、システムの形態としては、各端末に備え付けられた電磁的記録媒体に投票データを記録する形態のもの（「スタンドアロン型」）と、投票所内LANで接続された端末とサーバーで構成し、サーバーに備えられた電磁的記録媒体に投票データを記録する形態のもの（「クライアント／サーバー型」）が想定される。本技術的条件では、そのいずれもとらるる形態として扱うこととした。

（汎用機利用にあたっての留意点）

汎用機端末の利用するうえでは、下記の3点について留意する必要がある。

・日本国内にて一般的に流通している汎用的な機器を利用すること

タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票では供給メーカーが開発した様々な汎用機端末が利用の候補となりうるなか、日本国内にて安定的に流通している汎用的な機器を利用することで、安定的な調達が行われることが求められる。具体的には、地方公共団体が調達の際の要件として、指定することが想定される。

・日本国内メーカーによる保証がされていること

上記同様、選挙事務という性格上、電子投票システムには、処理速度や処理精度の確保、安定性の確保等が求められる。そのため、日本国内にて一般的に流通している汎用的な機器を利用することに加え、日本国内メーカーによる保証があることが必要となる。具体的には、地方公共団体の調達の際の要件として、指定することが想定される。

・選挙事務に関係のない機能は全て利用できない設定を行うこと

タブレット端末などの汎用機は、LTE回線やWi-fi機能を活用したインターネットへの接続や、Bluetooth機能を活用した周辺機器操作等を行うものが多い。また、工場出荷時には、選挙事務とは直接関係のない機能（アプリ等）が、プリインストールされていることもある。「電磁的記録式投票機が具備すべき条件について」で示されている通り、電磁的記録式投票機は、「電気通信回線に接続してはならない」としていることから、LTE回線、Wi-fiやBluetoothを始めとした外部との接続に関する機能や、電子投票の機能に不具合を起こしかねない機能を、全て利用できない状態にする必要がある。